

障害を理由とした差別に関する相談事例集

本県では、(目的)平成27年4月に「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例(以下「障害者権利条例」という。)」を制定しております。

条例により、障害を理由とした差別を解消するための体制整備として「障害者差別相談室」を設置し、県民の皆様からの相談事を話し合いにより、解決しようと努めているところです。

条例施行から1年が経過し、相談室への相談もたくさん寄せられました。

障害を理由とした差別はどのようなものか、どのような事が原因であったかなど、各ケースをご覧ください。少し考えてみましょう。

同じような差別が生まれまいよう、そして、障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らせる社会の実現へ一緒に取り組んでいきましょう。

※対応・結果につきましては、具体的場面や状況、障害の程度などさまざまに異なるため、両者の対話の中からは導きだされるものがあるため、個々のケースにより判断が異なりますのでご注意ください。

※各ケースについては、例であり実際にあった相談内容とは異なる場合があります。



ケース 1

窓口での対応について

- 知的障害のあるEさんは、ある日、福祉サービスの利用申請をするために市役所へ行きました。
- 市役所に着いたもの、申請する場所が分からなかったもので、総合窓口の方に聞いたところ、詳しく説明してくれました。また、必要な窓口まで案内もしてくれました。
- 窓口で順番を待ったあと、担当者へ利用したいサービスを伝えたいところ、申請に必要な書類の説明をされました。専門的な書類で、複雑なものが多く、理解することができなかつたため聞き直ししましたが、担当の方からわかりやすい言葉での説明をしてもらえず、利用を諦めることになりました。

【問題点】

- 担当者は、Eさんに知的障害があることを分かっていたいながら、丁寧な説明を行いませんでした。また、これにより、Eさんが本来受けられるはずの福祉サービスを受けることができずしてしまいました。

【相談室から・・・】

- 障害のある人から求められた内容が、本来の業務に伴うものであって、実施することが過重な負担でない場合は、合理的配慮を提供する必要があります。
- 今回のケースでは、ゆっくり分かりやすく説明し、どこが分からないか確認したうえで、説明する事ができていれば、問題とならなかったと考えられます。

ケース 2

待合室での呼び出しについて

- 精神障害（及び発達障害）のあるBさんとご家族は、医療機関で受診するため、待合室で待っていました。その日は、受診者がとても多く、待ち時間が大変長くなっていました。
- Bさんは、どのくらい待てば良いか理解できないう不安から、落ち着きがなくなり、騒ぐようになってしまいました。
- このことから、ご家族はBさんが落ち着けるように別室を用意して貰えないかお願いしました。しかし、その医療機関には空いている部屋がなく、用意することは出来ない状況でした。
- そこで、医療機関は、用意することが出来ない理由をご家族に丁寧に説明し理解を得ました。また、診察の順番が来たら電話で知らせるので、車で待っていたいただいても良いことを併せて伝えました。

【ポイント】

- 精神障害、発達障害という特性を理解したうえで、合理的配慮を実施したケースです。ご家族からは、別室の提供を希望されましたが、替わりの案を伝え、納得して頂いた好い事例です。

【相談室から・・・】

- ご家族からの提案は実現できない事を説明し、納得いただいたうえで、その代替措置を提案することはとても大切な事です。
- 今回のケースでは、車で待っていただくことになりましたが、診察の順番を早めるということも、合理的配慮の提供となります。合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて、手段・対応は異なりますので、まずは、両方でゆっくり丁寧に話し合うことを第一に考えましょう。

ケース 3

飲食店への入店拒否について

- 視覚障害のあるAさんは、盲導犬を連れて外出していましたが、喉が渴いたので、喫茶店に入ったところ、店員から「犬と一緒に入店できませんので、店の外の席で飲むようにお願いします。」と案内され、店内での利用は拒否されてしまいました。
- 納得のいかなかったAさんは、店や法人本部にも問い合わせ、事情を訴えるところにも、「障害者権利条例」に基づき設置されている「障害者差別相談室」からも、盲導犬の同行を差別しないよう店側を指導してほしいと相談がありました。
- そこで、相談員が店を訪問し、盲導犬の同行に対する扱いについて説明し、同様のことが起こらない様、お願いをしました。

【問題点】

- ・盲導犬を理由として入店を拒否された「不当な差別的取扱い」を受けたケースです。身体障害者補助犬法には「同伴することを拒んではならない。」と規定されています。

【相談室から・・・】

- このケースは、店のルールにより障害者の入店を拒否したのではなく、アルバイト店員への教育不足のために、発生した問題でしたので、店側が店長以下全店員に対応マニュアルの周知を徹底しました。
- 入店できない正当な理由がある場合は、その理由について「詳しく」説明し理解を得ることが大切です。代替措置を検討できる場合は、方法について話し合います。例：満員である、店が狭く車いすが入れないので車いすを降りて椅子に座ってもらえるか 等

入浴施設の利用拒否について

- ストーマ装具の装着をしている内部障害のあるRさんは、トレーニングをするため、スポーツジムの会員になっています。
- ある日、トレーニングをした後、汗を流すため、入浴してから帰るうと思ったところ、ジムの担当者から「それを付けている方は、お風呂を汚してしまうかもしれないので、入浴しないで欲しい」と言われてしまいました。
- 説明をしましたが、担当者は「聞いた事もない」と言い、理解してもらえず、入浴することは出来ませんでした。

※ストーマとは
消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口のこと。ストーマを持つ人をオストメイトと呼ぶ。

【問題点】

- ・ストーマ装具の使用が衛生的に問題ないことなど、ストーマに対する理解不足から発生した「不当な差別的取扱い」を受けたケースです。

【相談室から・・・】

- ストーマ装具装着者であっても、ストーマ装具自体は清潔であり入浴は衛生上も問題ないことをスポーツジムに説明し、スポーツジムでの入浴はできることになりました。
- 障害は種類が多くすべてを理解する事は難しいですが、障害のある人から説明があった際には、上司に確認するなどの対応をしてみたいかがでしようか。今回のケースであれば、問題にならなかったはずですが。

不採用時の障害を理由とした正当な理由

- 就職活動中で身体障害のあるAさんは、店頭でバスの運転手募集のチラシを見つけ、働いてみたいと感じ、面接の申し込みをしました。
- 面接を実施したところ、障害があることを理由に断られました。会社からは、断った理由として「Aさんは下肢に障害があり、現在では運転できるバスがありません。そのため、今回は不採用とさせていただきます。」との説明があり、Aさんはその理由に納得したため、今回の就職は諦めることにしました。

【ポイント】

- 事業者が、事業主の立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別は「障害者雇用促進法」で禁止されています。なお、今回のケースは「正当な理由」があったために、障害のある方からの求めを断ったケースです。

【相談室から・・・】

- 「正当な理由」により断る場合は、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、やむを得ないと言える場合です。また、障害のある方にその理由を説明し、理解を得ることが重要です。
- 採用後に障害者であることを知った場合でも、障害の種類や程度、本人の希望などから、本人の能力に合った業務への変更を検討するなどの配慮が求められます。話し合いの際には、障害に詳しい支援機関に相談することも検討してみてください。

修学旅行への保護者同行について

- 中学生の保護者Kさんと、身体障害のあるお子さんは、学校行事である修学旅行に参加することを楽しみにしていました。
- 修学旅行の日が近づいたある日、教育委員会や学校から、修学旅行に参加するためには、医療的なケアが出来る支援員や保護者が同行することを求められました。また、その費用を保護者が負担するよう求められました。
- Kさんは、自分達だけが多くの負担を強いられるのは納得がいかず、教育委員会や学校と多くの話し合う場を設け、具体的な対応策を話し合いました。
- 話し合いの結果、保護者は同行しないこととなり、また、医療的ケアができる支援員は、全額公費負担で修学旅行に参加できるとになりました。

【問題点】

- 障害児に対する、家族の考えている「安全」と学校側が考えている「安全」の違いから発生したケースであり、医療機関とも連携して対処する必要性がありました。

【相談室から・・・】

- 医療的ケアが想定される場合には、専門医の助言や日頃支援している方からのアドバイスが重要です。また、体調の急変を想定して、旅行先の医療機関に連絡しておくなど、事前に準備しておくことが重要になります。
- 今回のようなケースのみでなく、合理的配慮の提供に当たっては、両者の話し合いがとて重要なことです。その結果から、配慮すべき内容を検討してください。

入学試験の願書受付拒否について

- 身体障害のあるお子さんの保護者Sさんは、今年度高校受験をするため、お子さんと私立高校の入学説明会に参加し、障害があっても入学は可能ということを確認し、お子さんは受験に向け、勉強に取り組んでいました。
- ところが、願書の受付時期になると、障害を理由に受付を拒否され、学校からは、教員不足や災害時の支援体制、施設の不備などから、問題なく学校生活を送ることが出来るか不安であるとの説明でした。
- Sさんは、障害者差別相談室に対し、学校に合理的配慮を行うよう説明して欲しいと相談しました。
- そこで、相談員と学校との話し合いの結果、学校は理解を示し、受験することが出来ました。

【問題点】

- 学校では、以前にも障害児を受け入れていましたが、今回の症状のケースの障害児を受け入れた前例がないため、受付を拒否してしまつたとのことでした。このような場合、障害の程度説明など、両者の話し合いが何よりも大切です。

【相談室から・・・】

- 入学説明会後に障害の程度について、学校と詳細な打合せを持つことが出来れば、このケースは問題にならなかつたと思われまふ。また、在学している中学校に協力を依頼しても良いでしょう。
- 学校側の配慮はもちろん必要ですが、ご家族の方も、障害の程度や、どの程度の支援が必要か、どのような症状が想定されるかなど、細やかな説明する必要があります。そのためにも、話し合いの場を持つことが重要です。

バスの混雑時における説明方法について

- 電動車いすを利用しているKさんは、空港へ向かうため、いつも利用しているバスに乗りしようとしたところ、その日のバスは、外国人観光客がキャリパーバックを持って、大勢乗車していました。
- 電動車いす利用者であるKさんが乗車するスペースはなく、このバスには乗ることが出来ない様子でした。
- Kさんは、運転手に乗車できないか確認したところ、バスの内部の様子を確認した運転手は「外国人に場所を空けてもらいたいが、言葉が通じないので違うバスに乗って欲しい」と、Kさんの付き添いの人に伝えました。
- Kさんは、付き添いの人からバスに乗れない理由を聞き、その時点では了承しましたが、なんだか納得できませんでした。

【問題点】

- 満員の場合は、障害の有無に関わらずバスに乗れない時はあります。今回のケースでは、その説明をKさん本人でなく、付き添いの方のみへ説明したことが問題でした。

【相談室から・・・】

- 「障害のある人には話を通じない」など、障害者に対する誤った思い込みから、問題となることがあります。障害の程度はそれぞれですので、何かを伝える時は、まずは、本人へ話をしよう心掛けてください。
- 説明した後でも回答が得られない場合には、付き添いの方などへ相談し、同意を得るよう努めてください。

アパート賃貸の手続きについて

- 身体障害のあるEさんは、地域移行支援により1人暮らしを始めるとなりました。
- 自分の住みたい所に、素敵なアパートがあったので、さっそく不動産会社を訪れ、入居の手続きを始めました。
- 不動産会社では、家賃が必ず支払われるように、入居する全の方に、保証会社への加入を義務づけていました。
- もちろん、Eさんも保証会社への加入が必要になります。
- 保証会社へ加入するには、その会社の審査に合格する必要がありますが、Eさんはその審査に落ちてしまいました。もしかしたら、障害者だから差別され、落とされたのではないかという不信感を持ってしまいました。

【問題点】

- Eさんに障害があるから審査に落ちたのではないかと疑問をもったケースです。一般的に保証会社の結果に対する理由は公表されないとのことですので理由は不明ですが、今回のケースでは、Eさんの収入に対し家賃が高額であったため、審査で落ちてしまったと考えられます。

【相談室から・・・】

- 障害を理由に、入居を拒否することや、説明もない場合は「不当な差別的取扱い」に該当する場合があります。賃貸物件の規模や設備の配置上、入居が不可能な場合は、丁寧に理由を説明することが大切です。
- 保証に関する審査などでは、家族や関係者のサポート体制が証明出来れば審査が通るケースもあるとの事なので、詳しく話し合える場を設けることも大切です。

避難する時の誘導支援について

- 聴覚障害のあるNさんは、音をまったく聞く事ができません。ある日、買い物のため近所のデパートに外出したところ、そのデパートで火災が起きてしまいました。
- デパートでは、火災発生を知らせる放送や、職員による避難誘導が行われていましたが、Nさんには何が起きているのか分かりませんでした。Nさんは、周りの人が慌てている様子から、何か発生したのだと感じ、通り過ぎる人に声をかけて、筆談で今の状況について教えて欲しいと求めましたが、求めには応じて貰えませんでした。
- 困っている様子のNさんに気付いてくれた人が、Nさんの肩をたたくとき、今の状況を簡単に筆談で教え、フロアの地図を利用し道案内したうえで、避難場所まで誘導してくれました。この人のおかげでNさんは無事避難することができました。

【問題点】

- 施設からの災害情報を音声のみに頼っていたため、聴覚障害のある人に情報が伝わらなかったケースです。情報の発信方法について、検討する必要があります。

【相談室から・・・】

- 電光掲示板や文字で状況を示せる設備の設置を検討することが求められます。また、避難所では災害の状況を的確に判断するのが困難なため、絵、図、文字などを組み合わせるなど、解りやすい言葉で状況を説明し、トイレの位置などを伝える必要があります。
- 災害時などにおいては、どうすれば良いか分からない人や、思うように行動に移せない場合があります。障害者本人からの意思の表明の有無に関わらず、自主的な支援に心がけましょう。

※ どんなことでも相談してください

例えば・・・

取り下げなくても良い相談ケース

- 今年4月から就労継続支援B型事業所で働くことになったCさんは、工賃(※)が貰えることに期待しながら、一生懸命に勤務しましたが、支払日になっても工賃が支払われませんでした。Cさんは、両親に相談してみました。
- Cさんの両親は、一緒に施設に入ったDさんの両親にこのことを尋ねると、Dさんは工賃が貰えているようです。なぜ、Cさんには支払われないのか疑問でした。
- 差別ではないかと考えたCさんの両親は「障害者差別相談室」へ相談しました。その結果、相談員から「施設に事実確認をして良いですか」と確認された際に、今後、事業所に居づらくならないか急に不安になり、相談を取り下げました。

※工賃とは

就労継続支援B型事業所（一般企業等への就労を指し、知識及び能力向上のために訓練を行う事業所）等で働く障害者に支払われる賃金。事業所等が生産活動で得た収入から必要経費を差し引いた残りが、工賃として利用者に支払われる。

【問題点】

- 今後も利用する施設であるため、事実確認により問題となることを懸念し、相談を取り下げたケースです。相談いただいた問題については、事実を確認する必要があります。

【相談室から・・・】

- 相談室へ相談いただいた際のプライバシーは守られますので、障書を理由とした差別と感じたときは、安心して相談ください。
- 相手方に変更・改善等を求める場合には、相手方に事実を確認する必要がありますので、その際は、相談員から改めて相談者に「事実確認の同意」を伺うこととしております。事実確認をしたことよって、今後の生活に不利益とならないよう、配慮しながら対応しております。同様の差別が行われない為にも、ご理解・ご協力をお願いいたします。

＜参考＞障害者差別相談室への相談事例一覧（平成27年度実績）

障害区分	分野	相談内容	対応状況
その他	福祉サービス	役場からの問い合わせ。茨城県の差別相談員はどんな資格を持った人が担当しているか。	障害者支援の業務経験がある人が3人配置されていると回答しました。
身体	福祉サービス	条例の差別相談とはどんな相談をするところなのか。	茨城県の障害者条例ができて障害者を差別してはいけないことや相談室の役割、相談の受付から結果を出すまでの流れを説明しました。
精神	福祉サービス	障害者の差別について、相談があったら相談室に連絡してよいか、との問合せ。	差別を中心に相談を受けている旨説明し、差別の事案があったら相談するよう回答しました。
精神	福祉サービス	障害者支援センターの責任者にサポートしないと言われたが、自分の何が悪いのかわからない、職員の対応が悪いと訴えてきた。市にも話を聞いてもらいたい。	市、支援センター、施設の責任者に連絡をして状況を確認したところ、電話でサポートするとの事でした。相談室は市を訪問し、相談者を含めて市職員と話し合い、相談者への対応を調整するとともに、支援センターも訪問し、相談者への適切な対応をお願いしました。
精神	福祉サービス	就労支援施設に通っているが、職場実習はどうかと奨められている。自分は現在、体調も良い方ではないので、就労B型に移り、もう少しやって行きたいが、以前そのように強く言わなかったのだから分かって貰えていない。	もう一度、就労支援員や、生活支援員と今後の進め方について、良く相談するよう勧めました。
身体	福祉サービス	中学生で重度の肢体不自由児が、市障害福祉課に電動車いすの交付申請したものの、担当者から本人の状態も見ずに交付できない、と受け付けを拒否されている。	18歳未満の障害児が電動車いすを交付申請するときは、障害に関する医師の意見書の提出が必要ですが、まだ提出していないと言っているので、意見書を提出してみても拒否されたときは、再度、相談するよう依頼しました。
精神	医療	精神障害の妹がインフルエンザの予防注射を受けに病院に行ったが、過去に救急車で運ばれた際暴れたという理由で、予防接種を断わられた。	相談者の母親からの電話で、自分も問題の病院にかかっており、娘は他の精神病院で予防接種を受けたので問題にしたいと言いたい、相談取り下げとなりました。

障害区分	分野	相談内容	対応状況
精神	医療	主治医に暴言をはかれた。ソーシャルワーカーに主治医を変えて欲しい事も伝えしたが、年度末で今後の予定は未定。薬を取りに行くのが怖い。	ソーシャルワーカーに薬を取りに行く日程の相談をしてみる事を勧めました。また辛いなってしまったら電話をするよう伝えました。
身体	商品サービス	聴覚障害と肢体不自由がある合併障害者から、自分が保有する株を自分が希望する日に証券会社が売却してくれなかったが、これは自分が障害があるので差別しているのではないか。	相談者からの相談を受けてから、相談室が相談者と証券会社を訪問し、事実関係を確認し調整したところ、証券会社は相談者に聴覚障害があるので、売却の内容を間違えないよう、以前の担当者に確認するために、希望口の売却ができなかったもので、差別した訳ではないことが判明したので、相談者にもその旨伝えました。
精神	商品サービス	プールを利用する際に、係員に障害の有無について疑念を持たれたる言動をされ、障害者には利用させないと言われた。	プールの利用すること、後日、相談の詳細を伺うこととしましたが、その後連絡はありませんでした。
視覚	商品サービス	視覚障害者がホームセンターで売り場の案内をして貰ったが、近くまでの案内のみだったので、買い物が出来なかった。ホームセンターの本社に苦情の電話をしたが、親身になってくれていない。	本社に訪問し、障害者差別解消法、県障害者権利条例について説明し、合理的配慮の提供について依頼しました。
知的	雇用	障害者がいる事業所の人が、会社に来て訪して、障害者のいる事業所に仕事を回すよう要求し、回さないと障害者に対する差別になる、合理的配慮がないと言われたが、仕事を回さないと本当に合理的配慮がなく差別になるのか。	障害者に対する理解を深め、障害がある人もない人も同じような対応で生活できる社会の形成が望ましいが、相談者が要求された障害者のいる事業所への合理的配慮は、条例の障害者への差別解消として対応すべき内容とは基本的に異なり、障害者のいる事業所に可能な範囲で協力してもらえれば良い旨説明しました。
身体	雇用	80才を超える内部障害1級で耳が聞こえない方からの電話による相談。まだ元氣なので働きたいが応募してもすぐに断られてしまうという訴え。	相談員が大きい声（怒鳴るように）で話す機会に聞こえる時があるものの、殆ど聞こえない様子で、意思の疎通ができず、面会等を案内するが、話を聴くだけで終わってしまいました。

障害区分	分野	相談内容	対応状況
精神	雇用	全線黙症により精神障害の手帳を交付されているものの、理解力は普通であり作業能力もあるもので、仕事はできる状態であるが、事業所が自分を採用しないのは差別ではないか。	現在就活中とのことでしたが、実際に差別さ れている状態ではないので、問題が起きた場 合には、再度相談するよう回答しました。
身体	雇用	学校の用務員をしているが、同校の校長 が差別的言動をする。	本人、校長それぞれを別々状況を確認した後、 三者（本人、校長、相談室）で面談をしまし た。校長は差別的発言をしたつもりは無い事 を伝え、相談者は受け取り側の問題だから納 得しないと言っていたが話し合いを重ね和解 した。
肢体	雇用	ハローワークを利用し仕事についていたが、 支払日になっても給料が支払われれない。 支払いを求め、障害者と妻（相談者）で 就業先へ行っったところ、暴力を振るわれ、 暴言を吐かれた。警察も介入したが、納 得の行く結果にならなかった。	今までの経緯を丁寧に聴き、県障害福祉課、 警察、労働基準監督署等にヒアリングと協力 を求めました。本人が職場へ知人を伴って給 料の受け取りに行く事になり、状況を見守り しました。話し合いの結果、給料を受け取る事 が出来ましたが、虐待の可能性があるので市 町村へ連絡するよう伝え終結となりました。
精神	雇用	精神障害の息子が同僚に無視されたりし て、仕事に行けなくなった。	直属の課長や支店長は優しく対応してくれて いると言っているので、まずはそちらに相談して くれるよう話し、それでも改善されない時は再 度、相談するよう依頼しました。
その他	教育	中学生の子どもの事だが、現在は健康な のに、小学生の時に既往症があったため部 活をさせてもらえない。どうしたらよい かを。（小学校高学年で病気を発症し、現在 は、通常の生活を送っている）	保護者と教育委員会へ行き事情を説明し、教 育委員会から中学校へ、小学校生活の様子を 伝えてもらうこととなりました。
身体	教育	子どもの速足で登山をするが、岩場もあ るため本人と手をつないで登って欲しい と学校に伝えたとところ、学校からは手をつ ながないと言われてしまった。合理的 配慮をして欲しい。	相談者・学校・相談室の三者で話し合える場 を設け、三者で協議を行った結果、学校側の 配慮がなされ参加できることとなりました。

障害区分	分野	相談内容	対応状況
発達	教育	現在通っている高校で合理的配慮が受け られるのか。ADHD、LD、適応障害があ る事が最近わかったが、成績が悪くこの ままでは大学に進学できない、奨学金も 貰えない。行政機関へ連絡したが何処か らも連絡が無い。	高校と保護者の面談で、本人の状態、何に支 障が出ているのかを確認してもらったことこ ろ、LDなので書くのに時間が掛かるので試験 の点数が悪いとのこと、大学入試も視野に入 れている事から、大学入試センター試験での 合理的配慮を参考に、学校と調整する事を勧 めました、また、茨城県教育研修センターへ も相談するよう勧めました。
その他	教育	特別支援学校生徒の母。校長が代わって から締め付けが強くなり、個々の障害者 に対する思いやりが無い。学校に向され るか分からないので個人では言えない。他 のお母さん達も同じである。	他の保護者達と検討していただき、今までの 事柄を文書にして、学校側に団体で話してみ るか、差別相談室へ相談するよう依頼しまし た。
発達	教育	子供は聴覚過敏なので、できるだけ音楽 活動の少ない幼稚園に入園させたいと思 い、公立幼稚園に電話したところ、教頭 先生がきつい口調で、2月までに支援員 を置かなくてはならないと言われた。（入 ると言わんばかりに）小学校も公立小 学校を考えているが、まだ、これから説 明会に行っって、見学し願書を出す日を聞 く状態である。	これから説明会に参加して願書を出す段階で あり、実際に差別を受けた状況でない為、今 のところ差別には当たらないと回答させてい ただきました。結果が判り、差別されている と思われたら、また、連絡するよう依頼しま した。
身体	建物	障害者駐車場で障害が怪いと見える障害 者が障害者スペースに駐車するので自分 のような重度の障害者が一般駐車場へ停 めなくてはならないのはおかしいと思 う、また、施設の送迎車運転手は健常者 なのだから一般駐車場へ停めて欲しい。	障害者の障害程度は、見た目では判断できな いので、許可証があれば障害者スペースに停 車することはやむを得ないと回答しました。

障害区分	分野	相談内容	対応状況
その他	建物	施設を建築したいが周辺住民が反対している。	施設建設への妨害的行為であるので、相談者が直接介入して対応することはできませんが、施設整備の指導的立場にある市の対応が気になるところです。市と連携して対応する中で、必要に応じて助言等をすることを伝えました。
身体	交通	電動車いす使用の障害者が駅へ行つたとき、時刻表の表記もなく低床バスに乗りなかつたのは、障害者に対する差別ではないか。	路線バスの営業所や本社を訪問し、対応状況を聴取するとともに障害者に説明や対応をいただき、合理的配慮の実施について理解いただき対応していただきました。
肢体	交通	無人駅で車いす用のゲートを再三開けるようお願ひしたが駅員が到着していなかったため、開けてもらえなかつた。謝罪してほしい。	無人駅を管轄する担当者へ内容を確認すると、無人駅という事もあり、最も安全な対策をとる事になっていて、車いす利用者には駅員が付き添う規定になっていて、車いすが望めば対処して貰えるように変更していただきました。
その他	不動産	現在、アパートの管理人をやっているが、障害者のために自分がアパートを建設し勧誘等をどこに相談したらよいか。	不動産とか市役所の広報担当に相談するよう回答しました。
身体	その他	相談者が、同じアパートの部屋の前を通るとき、侮辱的な言葉を浴びせてくるが、他の人には言わないので障害者に対する差別ではないか。	以前より、別件で相談者とは揉めており、障害者への差別というより、迷惑防止の要素が高く、警察や保健所への相談の必要性を説明し理解を得ました。
知的	その他	条例について、知的障害者に配慮している資料が欲しいとの申し立て。	県のホームページにも、内閣府のホームページにもチラシが掲載されていて文字にはふりがながあること。内閣府のチラシはイラストでさらに分かりやすいことを説明しました。

障害区分	分野	相談内容	対応状況
その他	その他	広告会社の営業マンより電話。来年4月から差別解消法に関する法律が施行されるが、ある目的の不自由な方から電話で、広告類に点字を入れないといけなと言われたが、本当に違反になるかとの問い合わせ。	広告に点字を入れることは合理的配慮として望ましい事だが、それを行うのに会社経営に支障をきたすような、過度な負担となる場合はその限りではないと回答しました。
その他	その他	他県社会福祉協議会権利擁護センターからの問い合わせ。今年度の相談受理件数や今後の対応方針について、問い合わせを受ける。	今年度に受けた相談件数や内容について概略を説明し、今後の方針等については県障害福祉課への照会するよう依頼しました。
精神	その他	母勤があんたは、手帳を持つべき人では無いと言った、差別発言なので撤回してほしい。	手帳は市町村で手続きをしているので、お母さんが持つ持たないを決める事は出来ないもので、その事をお母さんに伝えてみるよう勧めました。
精神	その他	県のピンクのリーフレットを入手した。「障害者権利条例」は身体障害者だけのものか。精神的ケアについてはどうなのか。精神障害者からの相談はあるか。インターネットの設備はないので、県の桑田等分かる資料が欲しい。	障害のある人と言うのは、知的や精神障害者の方も入ります。精神的ケアは、病院の医師やケースワーカーさんにご相談して頂くようになります。資料が必要であれば対応します。市町村役場等にも、障害者に関する資料があるとありますので聞いてみて下さいと回答しました。
精神	その他	問題が起こり、警察に相談したが適当にあしらわれ、相手にされない。警察官は、私が精神障害者と知っている為、被害届も受理しないと断言する。	警察は精神障害者だとも何もしてくれないとの訴えだったので、警察へ連絡したところ、事実関係はつきりせず、相談先が警察ではない内容であったため、対応できなかった様子である。法テラスでは手続きについて良いアドバイスがあったようであるが納得が行かなかった様子。内容によって相談先が違ってくる事を説明しました。
知的	その他	知的障害の息子を抱える母親が、知人の紹介で障害者の面倒を見ていると言う人に勧められ、F X (外国為替取引) をやって損を出した。だまされたようなので取り返したいが、どうしたらよいか。	だまされたと言う犯罪事件であれば警察に訴えることを説明しました。

【障害者差別解消法、障害者権利条列関係機関】

○内閣府 (<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabokai.html>)

合理的配慮等具体例データベース「合理的配慮サーチ」 (<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>)

○厚生労働省

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kajo/shougaisha/hakushu/index.html)

○茨城県保健福祉部障害福祉課

(<http://www.pref.ibaraki.jp/kurasi/fukushi-kosodate/shogaisha/index.html>)

○茨城に障害のある人の権利条列をつくる会 (<http://www.honvara.jp/ibakentetsu/index.html>)

障害の

ある人もない人も

共に歩み

幸せに

暮らすための

茨城県づくり条例

茨城県障害者差別解消室が設置されました

◆届いたときは専門の相談員が対応します◆

☎029-246-6049

FAX=029-246-5045

メール=s-schugan@bz04.ninia.or.jp

受付時間=月曜日～金曜日 9:00～16:00(祝日、年末年始を除く)

◆差別ご相談での相談も受け付けております◆

場所=〒310-0851 戸田千波町1918 茨城県総合福祉会館2階

〈公共交通機関をご利用の場合〉

JR水戸駅北口西番乗り場より、関東鉄道バスで約20分、

「茨城福祉会館」下車。

〈国庫利用でおこしの場合〉

駐車場がございます。詳しくは茨城県総合福祉会館のサイトをご覧ください。

〒310-0851 茨城県 戸田千波町1918